

市立幼稚園民営化計画（案）検討の考え方

<基本的な考え方>

市政改革プランに基づき、「区長において、行政が関与する領域か民間に任せる領域かといった視点から事業の内容を精査し、民間において成立している事業については民間に任せる」ことを基本として、順次、市立幼稚園の民営化を進めていくという考え方を基盤としつつ、これまでの議会の議論等を踏まえ、「平成 27 年度市政改革の基本方針」に基づき、まずは次のように取り組む。

1 今回の計画案の検討から除く区

- ・区に市立幼稚園が1園しかない区（8区）
- ・既に条例案が可決し廃園又は民間移管が決まっている園が所在する区（5区）

2 計画案策定にあたっての検討事項

- ・少子化が進む今日の状況から、就学前人口や周辺幼稚園の状況から「廃園とすることが可能な園」を検討
- ・民間移管については、公的関与の高い「公私連携幼保連携型認定こども園」も含め検討
- ・民間移管にあたっては、区内の用途廃止予定用地など未利用地等の有効活用も検討

3 市立幼稚園の廃止時期

- ・市立幼稚園の廃止時期については、当該園が廃園又は民間移管することが決定する前に、入園申し込みをした園児の卒園後の考え方を原則とするが、平成 28 年 4 月入園の一斉募集時期を勘案し、特別な事情のない場合は、平成 28 年 4 月の入園児が卒園後とする。